

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示 新旧対照条文

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)
(傍線の部分は改正部分)

改正	現行
<p>第二十八条 (自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)</p> <p>1 35 (略)</p> <p>36 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。)であつて平成六年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が五十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合に於ては、当該光吸収係数が二・七六以下であればよい。</p> <p>36 39 (略)</p> <p>40 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。)であつて平成七年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成八年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が五十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる場合において、当該測定の前</p>	<p>第二十八条 (自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)</p> <p>1 35 (略)</p> <p>36 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。)であつて平成六年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が五十パーセント以下であればよい。</p> <p>36 39 (略)</p> <p>40 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。)であつて平成七年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成八年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が五十パーセント以下であればよい。</p>

た場合にあつては、当該光吸収係数が二・七六日以下であればよい。

41
～
45 (略)

46 第四十三項及び第四十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一條第一項第二十一号、第九十九條第一項第十二号及び第九十七條第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五條第一号及び第六十一條第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合には、当該光吸収係数が一・六二日以下であればよい。

47
～
49 (略)

50 第四十七項及び第四十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一條第一項第二十一号、第九十九條第一項第十二号及び第九十七條第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五條第一号及び第六十一條第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合には、当該光吸収係数が一・六二日以下であればよい。

51
～
55 (略)

56 第五十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一條第一項第二十一号、第九十九條第一項第十二号及び第九十七條第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五條第一号及び第六十一條第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合には、当該光吸収係数が一・六二日以下であればよい。

57
～
80 (略)

81 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(細目告示第九十九條第一項第四号の規定の適用を受ける自動車に限る。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第百

41
～
45 (略)

46 第四十三項及び第四十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一條第一項第二十一号、第九十九條第一項第十二号及び第九十七條第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四十パーセント以下であればよい。

47
～
49 (略)

50 第四十七項及び第四十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一條第一項第二十一号、第九十九條第一項第十二号及び第九十七條第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四十パーセント以下であればよい。

51
～
55 (略)

56 第五十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一條第一項第二十一号、第九十九條第一項第十二号及び第九十七條第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四十パーセント以下であればよい。

57
～
80 (略)

81 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(細目告示第九十九條第一項第四号の規定の適用を受ける自動車に限る。)であつて、平成十九年八月三十一日以前に製作されたものについては、同項第十号の規定は適用し

十九条第一項第十一号の規定は適用しない。

82
～
100 (略)

101 第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号の規定（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百号）による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第六十一号第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合には、当該光吸収係数が「一・六二日」以下であればよい。

102
～
116 (略)

117 細目告示第四十一条第一項第五号から第八号までの自動車であつて次に掲げるもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十四項の自動車を除く。）については、同条第一項第二十一号及び細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下でなければならぬ。ただし、細目告示第五条第一号及び第六十一号第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合には、当該光吸収係数が「〇・八〇日」以下であればよい。

一 細目告示第四十一条第一項第五号又は第七号の自動車のうち、次に掲げるもの

イ 平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成二十年七月三十一日）以前に法第七十五条第一項の指定の申請を行った型式指定自動車

ロ 平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成二十年七月三十一日）以前に法第七十五条の二第一項の指定の申請を行った一酸化炭素等発散防止装置を備えた一酸化炭素等発散防止装置指定

一酸化炭素等発散防止装置を備えた一酸化炭素等発散防止装置指定

ない。

82
～
100 (略)

101 第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号の規定（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百号）による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が四十パーセント以下であればよい。

102
～
116 (略)

(新設)

自動車
二 細目告示第四十一条第一項第六号又は第八号の自動車のうち、国土交通大臣が定めるもの

118] 細目告示第百十九条第一項第三号又は第四号の自動車（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十四項の自動車を除く。）であつて、平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成二十年七月三十一日）以前に新規検査等において保安基準に適合していると認められたものについては、同条第一項第十二号及び細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下でなければならぬ。ただし、細目告示第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合には、当該光吸収係数が〇・八〇以下であればよい。

（新設）

119] 細目告示第四十一条第一項第五号から第八号までの自動車（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項、第五十四項及び第百十七項の自動車を除く。）については、平成二十二年九月三十日までの間、同条第一項第二十一号及び細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示第五号第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるときは、細目告示第四十一条第一項第二十一号イ及び第百九十七条第一項第二号イの規制値を超えないものとみなす。

（新設）

120] 細目告示第百十九条第一項第三号又は第四号の自動車（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十四項及び第百十八項の自動車を除く。）については、平成二十二年九月三十日までの間、第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、細目告示別添四十六に規定する

（新設）

方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるときは、細目告示第九十七条第一項第二号イの規制値を超えないものとみなす。